

令和8年9月3日
庁舎整備担当部

本庁舎等整備工事の工期延伸に伴う損害額確定に向けた、
2期工期延伸における区が現段階で確認した損害項目について

1 主旨

区は、大成建設と令和6年3月1日付けで締結した「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」に基づき、本件工期延伸に伴い区に生じた損害額の確定に向け大成建設と交渉を行い、これまでに確認書を3回取り交わし、387,350,774円の損害額を確定した。

このたび、2期工期延伸における、区として現段階（令和8年8月）で損害として確認した項目を報告する。

2 今回確認した損害項目について

(1) 考え方

これまでの、本件工期延伸が無かった場合の想定と、本件工期延伸が生じた後の実際の支出を比較し、その差額を損害額とする基本的な考え方に基づき、2期工期延伸における損害のうち、現時点で根拠資料（契約書や支払書など）を整え、区として確認が終了した項目を対象とした。

(2) 損害額

208,287,339円（詳細は別紙1のとおり）

(3) その他

2期工期延伸に伴い生じる損害は今回報告した項目のほか、2期工期延伸分の工事監理料や、第2庁舎の施設修繕費などが想定される。根拠資料が、今回の確認に間に合わない項目は、追って根拠資料の収集、損害項目及び金額の精査を行い、区として、損害として確認した項目を改めて報告する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年9月	大成建設との確認書（第4回）の取り交わし 2期竣工（9月18日） DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告 （確認書（第4回）の報告）
9月～	2期工期延伸に伴い区に生じた損害の確認 （適時）大成建設との交渉
令和9年2月	DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告 （2期工期延伸における区が現段階で確認した損害項目の追加について）

2期工期延伸における区が現段階で確認した損害の項目（令和8年8月時点）

別紙 1

NO.	対象所属	項目	損害金額（円）	備考	
1	生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課	二十歳のつどい開催に係る施設借用料	¥1,732,500	代替施設利用料	（新規発生）
2	同上	二十歳のつどい開催に伴う借用施設の会場養生・椅子配列委託	¥495,000	会場運営費	（新規発生）
3	同上	二十歳のつどい会場設営・撤去及び舞台運営（舞台監督・音響・照明・映像・ライブ配信等）委託	¥1,238,050	会場運営費	（新規発生）
4	同上	二十歳のつどい施設賠償責任保険	¥11,100	保険料	（新規発生）
5	同上	二十歳のつどい借用施設のトイレ清掃委託	¥154,000	会場運営費	（新規発生）
6	学校教育部学務課	世田谷区立中学校音楽発表会実施に伴う楽器等の運搬	¥192,500	運搬料	（新規発生）
7	庁舎整備担当部庁舎管理担当課	仮庁舎賃借料 二子玉川分庁舎	¥54,417,017	仮庁舎賃借料	（期間延長）
8	同上	仮庁舎賃借料 ノバビル分庁舎	¥49,975,200	仮庁舎賃借料	（期間延長）
9	同上	レストラン（行政財産貸付料）（歳入減）	¥6,600,000	貸付料（区の歳入分）	（新規発生）
10	同上	売店（行政財産貸付料）（歳入減）	¥28,512,000	貸付料（区の歳入分）	（新規発生）
11	同上	庁舎整備担当部職員人件費【2期分】	¥64,959,972	職員人件費	（期間延長）
合計			¥208,287,339		